

閱 覧 図 書

物件名 不用物品の売払い

1号物件 軽自動車 スズキ ジムニー

添付書類

- (1) 売払物件明細書、写真
- (2) 入札注意書
- (3) 物品売買契約書（案）
- (4) 競争参加資格確認申請書
- (5) 入札書、入札金額内訳書
- (6) 委任状

京都大阪森林管理事務所

売 払 物 件 明 細 書

物 品 1号物件 軽自動車 スズキ ジムニー

1. 車両の概要

車 名 スズキ ジムニー
型 式 A B A - J B 2 3 W
排 気 量 6 5 0 c c
車 両 重 量 9 9 0 k g
燃料の種類 ガソリン
駆 動 方 式 4 W D
トランスミッション A T
乗 車 定 員 4 人
登録年月日 平成 1 9 年 3 月 2 3 日
走 行 距 離 9 9 , 4 1 2 k m
内装・外装 A C エアコン、E T C 車載器、カーナビ・オーディオ、ドライブレコーダー、ルーフキャリア、スペアタイヤ

2. 車両の状態

外 見 各所に傷・へこみ有り
修 繕 履 歴 無し

3. 車検有効期限

未経過期間あり（令和 8 年 3 月 1 5 日まで）
自動車重量税残存額（入札日時点） 2 , 0 5 2 円

4. 自賠責保険期限

未経過期間あり（令和 8 年 4 月 1 5 日 午前 1 2 時 0 0 分まで）
自賠責保険料残存額（入札日時点） 5 , 1 1 5 円

5. リサイクル料金

8 , 5 4 0 円（預託証明書あり、資金管理料金除く）

6. 車両保管場所

京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町 102
京都農林水産総合庁舎敷地

7. その他

- （ 1 ） 現状渡しのため、現物を熟覧のうえ入札に参加してください。引渡し後における不具合や修繕には応じません。
- （ 2 ） 現物閲覧期間は不用物品売払公告の 4 に記載された期間と同じです。

この売払物件明細書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です



No, 1

1号物件
スズキ ジムニー

外観 (右前方)



No, 2

1号物件
スズキ ジムニー

外観 (左前方)

ルーフキャリア含む



No, 3

1号物件
スズキ ジムニー

外観 (左後方)

ルーフキャリア含む



No, 4

1号物件
スズキ ジムニー

外観 (右後方)



No, 5

1号物件
スズキ ジムニー

外観 (前方)



No, 6

1号物件
スズキ ジムニー

外観 (後方)



No, 7

1号物件
スズキ ジムニー

運転席



No, 8

1号物件
スズキ ジムニー

助手席



No, 9

1号物件
スズキ ジムニー

後部座席



No, 10

1号物件
スズキ ジムニー

後部座席



No, 11

1号物件
スズキ ジムニー

荷室



No, 12

1号物件
スズキ ジムニー

荷室
後部座席を倒した状態



No, 13

1号物件
スズキ ジムニー

装備品
カーナビ



No, 14

1号物件
スズキ ジムニー

装備品
ドライブレコーダー (前方)



No, 15

1号物件
スズキ ジムニー

装備品
ドライブレコーダー (後方)



No, 16

1号物件
スズキ ジムニー

装備品
ETC車載器



No, 17

1号物件
スズキ ジムニー

計器 (メーターパネル)
走行距離 99,413km



No, 18

1号物件
スズキ ジムニー

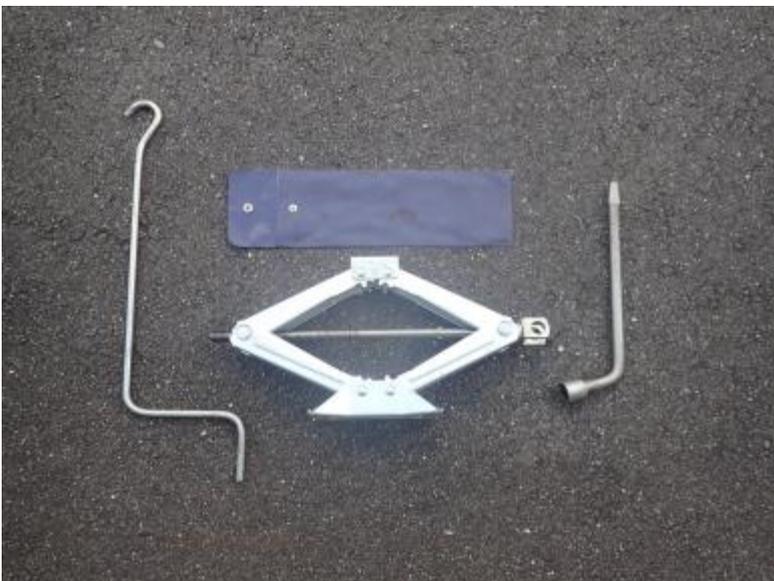
コンソールボックス



No, 19

1号物件
スズキ ジムニー

運転席下部



No, 20

1号物件
スズキ ジムニー

装備品
ジャッキ外



No, 21

1号物件
スズキ ジムニー

装備品
スペアタイヤ



No, 22

1号物件
スズキ ジムニー

装備品
ノーマルタイヤ × 4本



No, 23

1号物件
スズキ ジムニー

フロントガラス
飛び石によるヒビ
(目立つ箇所のみ載せていることからその
他の瑕疵等は必ず現物を確認してください)



No, 24

1号物件
スズキ ジムニー

外観 (左後方タイヤハウス)
傷及び塗装剥落
(目立つ箇所のみ載せていることからその
他の瑕疵等は必ず現物を確認してください)

入札注意書

- 1 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、不用物品売払公告書、本注意書及び閲覧図書を熟読の上、入札してください。当該不用物品売払公告書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができます。ただし、入札後不用物品売払公告書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- 2 入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってははいけません。
- 3 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 4 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはいけません。
- 5 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- 6 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限ります。また入札金額は、日本国通貨による表示に限ります。
- 7 入札参加者が代理人によって入札する場合には、入札前に必ず物件番号毎に委任状を提出してください。また、入札書には代理人の記名を必ず行ってください。
- 8 入札参加者又は入札参加者の代理人は入札前に身分を証明できる書面を提出し、確認を受けてください。
- 9 入札書は所定の用紙を使用し入札参加者の住所、氏名（名称）を記入するものとし、物件番号毎に別葉としてください。
- 10 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線を引き訂正してください。ただし、入札金額の訂正は認めません。
- 11 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。
- 12 入札金額は、物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札参加者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とします。
- 13 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消を行うことはできません。

14 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行に係りのある職員（「入札関係職員」という。）以外の者は入場することができません。

15 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札場に入場することができません。

16 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させます。

（１） 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

（２） 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

17 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

18 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

19 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

（１） 入札公告に示した競争に参加する資格がない者のした入札書

（２） 入札書に入札参加者の記名のないもの又は委任状を提出している場合には、入札参加者及び代理人の記名がない入札書

（３） 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合に入札物件番号の記載がない入札書

（４） 入札金額の記載が不明確な入札書

（５） 入札金額を訂正した入札書

（６） 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書

（７） 委任状を持参しない代理人が入札したもの

（８） 入札時刻に遅れてした入札、又は直接提出されなかった入札書

（９） 明らかに連合と認められる入札書

（１０） 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が２通以上なした入札書

（１１） 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

（１２） その他入札に関する条件に違反したもの

20 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後において錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。

21 開札は、入札参加者の立会いの下に行います。

22 開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再入札を行うことがあります。その場合、無効の入札をした者は参加することができません。

- 22 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- 24 落札者となる同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。
- 25 前条の場合において、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- 26 入札参加者の連合又は不穏な挙動その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を取り消し又は中止します。
- 27 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項6号に定める非居住者が落札者となった場合で、その非居住者が外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定による財務大臣の許可を要するときは、その契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
- 28 契約の成立は、契約書に双方押印したときとします。
- 29 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金は国庫に帰属するものとします。
- 30 落札しなかった者に係る入札保証金については、入札終了後返還します。この場合、利息は付しません。
- なお、返還する入札保証金の額が5万円以上の場合は、受領書の領収欄に200円の収入印紙が必要となりますのでご用意ください。ただし、印紙税法上の非課税法人又は個人で営業に関しない者の場合は必要ありません。
- 31 落札者が落札決定の日の翌日から起算して10日以内に契約を結ばないときは、その落札を取り消し、入札保証金は国庫に帰属します。
- 32 本注意書に定めない事項は、全て会計法規に定めるところにより処理します。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物 品 売 買 契 約 書 (案)

売渡人 分任契約担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長
氏橋 亮介 (以下「甲」という。)(登録番号 T8000012050001) と買受人
(以下「乙」という。) とは、次の条項により物品の売買契約を締
結する。

(売買物件)

第 1 条 売買物件は、別紙 1 「物品内訳書」のとおり。

(売買代金)

第 2 条 売買代金は、金 円とする。

(うち消費税及び地方消費税額 金 円)
(うち自動車重量税残存額 金 2,052円)
(うち自賠責保険料残存額 金 5,115円)
(うちリサイクル料金預託額 金 8,540円)

(注) 「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定に
より算出したもの並びに地方消費税法第 7 条の 82 及び第 7 条の 83 の規定によ
り算出されたもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

(代金の支払い)

第 3 条 乙は、前項に定める金 円を、甲の発行する納入告知書により令和
年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項に定める納付期日までに売買代金を支払わないときは、その
翌日から支払った日までの日数に応じ、第 2 条の売買代金につき、年 3.0%
の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(売買物件の引渡し等)

第 4 条 甲は、乙が売買代金及び前条第 2 項に規定する延滞金がある場合は、延
滞金を含めて完納した日から 15 日以内に物件の引渡しを行い、乙は、当該
物件を受領したときは、甲に受領書を遅滞なく提出するものとする。

(危険負担)

第 5 条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しのおきまでにおいて、当該
物件が、甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合
には、甲に対して売買代金の減免を請求することはできない。

(契約不適合責任)

第 6 条 乙は、物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの
であっても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び
契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第8条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買代金に支出した必要費、有益費その他の一切の費用は返還しない。

(充当の順序)

第9条 甲は、乙が売買代金及び延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあった金額が売買代金及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、売買代金の順序で充当する。

(損害賠償)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第11条 甲は、第9条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(信義誠実の義務・契約外事項の措置)

第12条 甲乙両者は、審議を重んじ、誠実の本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し定めのない事項又は疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(紛争の解決)

第13条 本契約について紛争が生じたときは、第三者の調停により解決するものとする。

2 前項に定める第三者については、甲乙協議のうえ選定するものとする。

(特約条項)

第14条 本契約の特約条項については、別紙2、別紙3及び別紙4のとおりとする。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人 住所 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町 102

氏名 分任契約担当官
近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介 印

買受人 住所

氏名 印

(1号物件)

別紙 1

「物品内訳書」

物品 軽自動車 スズキ ジムニー (京都 580さ 5357)

1 . 車両の概要

車 名	スズキ ジムニー
型 式	A B A - J B 2 3 W
排 気 量	6 5 0 c c
車 両 重 量	9 9 0 k g
燃料の種類	ガソリン
駆 動 方 式	4 W D
トランスミッション	A T
乗 車 定 員	4 人
登録年月日	平成 1 9 年 3 月 2 3 日
走 行 距 離	9 9 , 4 1 2 k m
内装・外装	A C エアコン、E T C 車載器、カーナビ・オーディオ、 ドライブレコーダー、ルーフキャリア、スペアタイヤ

別紙 2

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 売渡人は、この契約に関し、買受人が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 買受人又は買受人の代理人(買受人又は買受人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 買受人は、この契約に関して、買受人又は買受人の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を売渡人に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 買受人は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、売渡人が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として売渡人が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 買受人又は買受人の代理人(買受人又は買受人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 買受人は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の10

0分の5に相当する額を違約金として売渡人が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、買受人又は買受人の代理人(買受人又は買受人の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 買受人が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 買受人は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、売渡人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、売渡人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別紙 4

売払物件に関する特約条項

- 1 現状渡しのため、売払物件引渡し後における不具合や修繕には応じない。
- 2 乙は、代金納入後、売払物件の名義変更の手続きを行い、名義変更後速やかに自動車検査証の写しを甲に提出すること。

競争参加資格確認申請書

令和7年 月 日

分任契約担当官
近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介 殿

住 所 〒
 県 市 町 番
商号又は名称 株式会社
代表者 氏名 代表取締役社長

令和7年7月31日付けで入札公告のありました不用物品売払に係る競争に参加する資格について、確認されたく下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

不用物品売払公告2（4）に定める全省庁統一資格の資格確認通知書の写し

入札書

物件名 1号物件 軽自動車 スズキ ジムニー

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額の10%を加算した金額となること及び入札注意書、特約条項、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

近畿中国森林管理局

京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介 殿

入札者

住 所

(商号又は名称)

氏 名

代理人

氏 名

(注1) 代理人により入札するときは、代理人の氏名を代理人の欄に記名し、委任した者の住所、氏名は入札者欄に記入してください。

(注2) 金額のケタ違いや書き違いのないように十分注意してください。

(注3) 入札金額は算用数字ではっきり記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記載してください。

(注4) 一度提出した入札書の変更又は取消はできません。

別 紙

入 札 金 額 内 訳 書

物件番号 1号物件 軽自動車 スズキ ジムニー

項 目		金 額
1	車両見積額（課税対象額） 消費税相当額を除いた価格	円
2	重量税（非課税対象額）	2,052円
3	自賠償保険料残存額（非課税対象額）	5,115円
4	リサイクル預託金（非課税対象額）	8,540円
入札金額（上記内訳の合計）		円

[記載方法]

- 1の金額欄に、車両の見積額を記載してください。
- 入札書の入札金額欄には、1～4の金額の合計額を記載してください。

[注意事項]

- 内訳書の太線枠の金額欄と、提出する入札書の入札金額は必ず一致させてください。
- 入札書と内訳書の合計額が一致しない場合に“無効”となる場合があります。
- ・ 郵便入札の場合、落札結果をお伝えするため、連絡先がわかるようにしてください。

委任状

令和 年 月 日

分任契約担当官
近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により 入札に関する一切の権限を委任します。 を代理人と定め、下記の

記

物件の名称